

錦町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

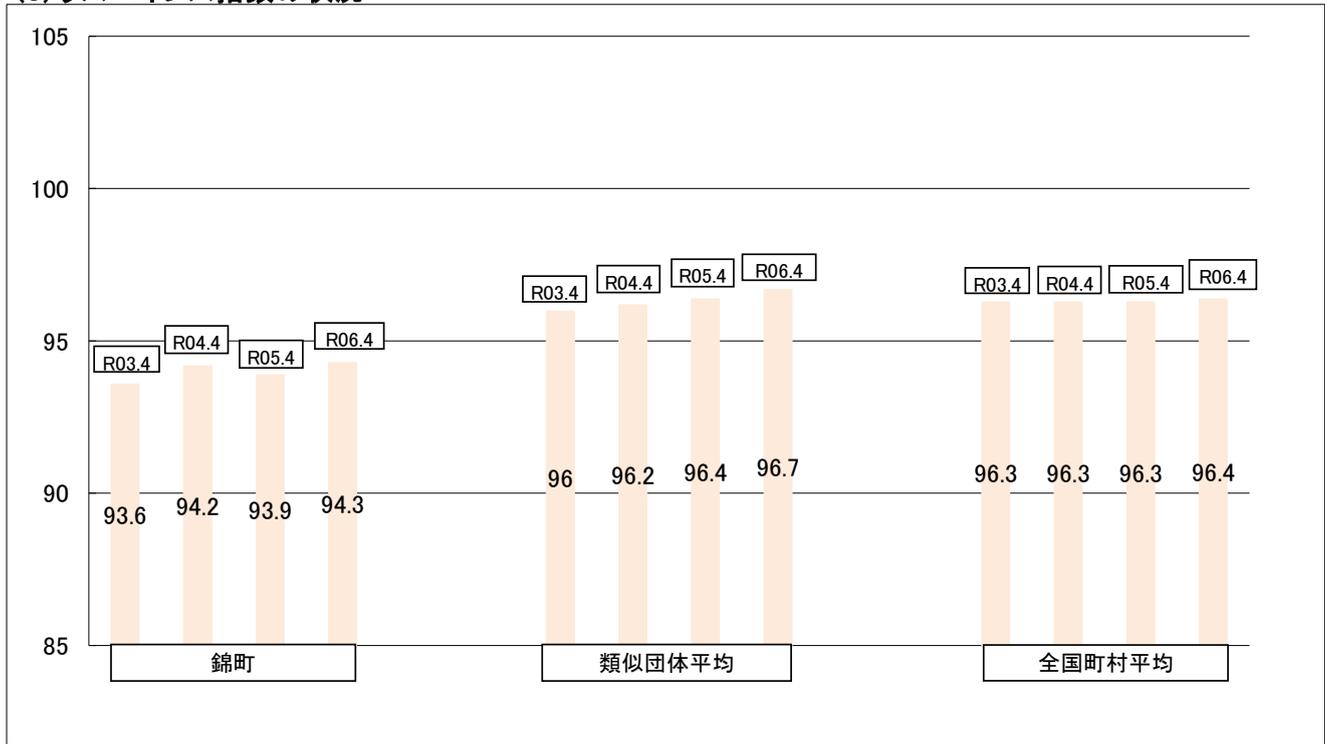
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 10,223	千円 8,036,121	千円 115,530	千円 796,123	% 9.9	% 9.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 87	千円 281,926	千円 31,239	千円 111,295	千円 424,460	千円 4,879	千円 5,508

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
 ※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)給与改定の状況 ※ 錦町に人事委員会は設置していないため、該当なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
	-	-	-	-	-	-

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
	-	-	-	-	-	-

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当および勤勉手当の年間支給月数である。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月から適用
(内容)平均引き下げ率1.37%

②地域手当の見直し

(支給割合)国基準における場合の錦町の支給割合は0%であり、国基準を適用。

(参考)

	各年度の支給割合											
	平成 26 年度	平成27年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		4月 1日 時点	遡及 改定 後									
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
錦町の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

2 職員の平均給与額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
錦町	40.5 歳	295,853 円	337,353 円	316,629 円
熊本県	43.1 歳	326,884 円	398,464 円	352,360 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	- 円
類似団体	41.3 歳	306,155 円	355,084 円	328,809 円

② 技能労務職【該当なし】

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
錦町	歳	人	円	円	円		歳	円	
							歳	円	
熊本県	歳	人	円	円	円		歳	円	
国	歳	人	円	円	円		歳	円	
類似団体	歳	人	円	円	円		歳	円	

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
錦町			
	円	円	円

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職【該当なし】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
錦町	歳	円	円
熊本県	歳	円	円
類似団体	歳	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		錦町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	- 円	173,700 円	- 円
	中学卒	- 円	156,700 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

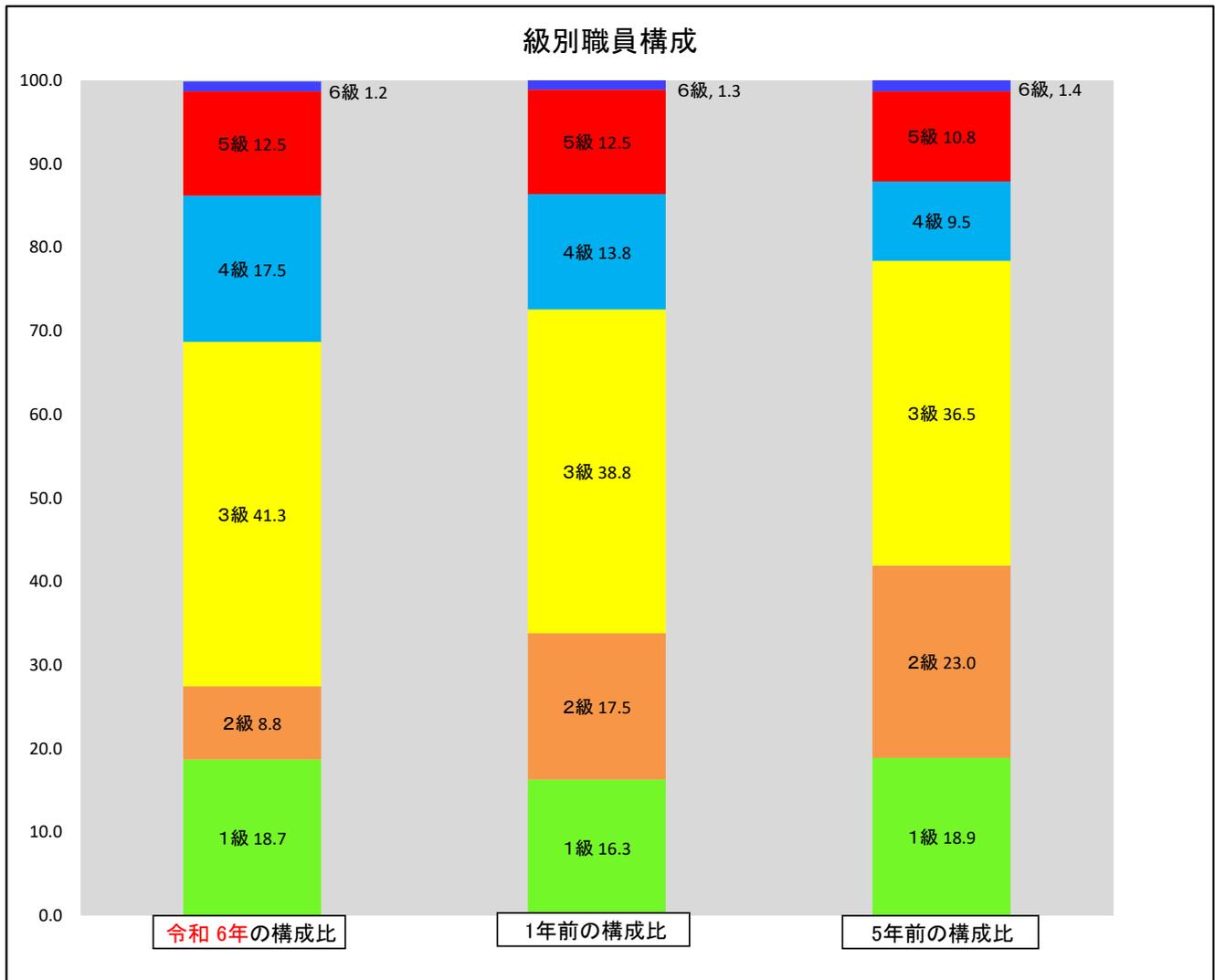
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	305,280 円	335,025 円	373,400 円	390,825 円
	高校卒	253,350 円	292,800 円	346,633 円	360,375 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

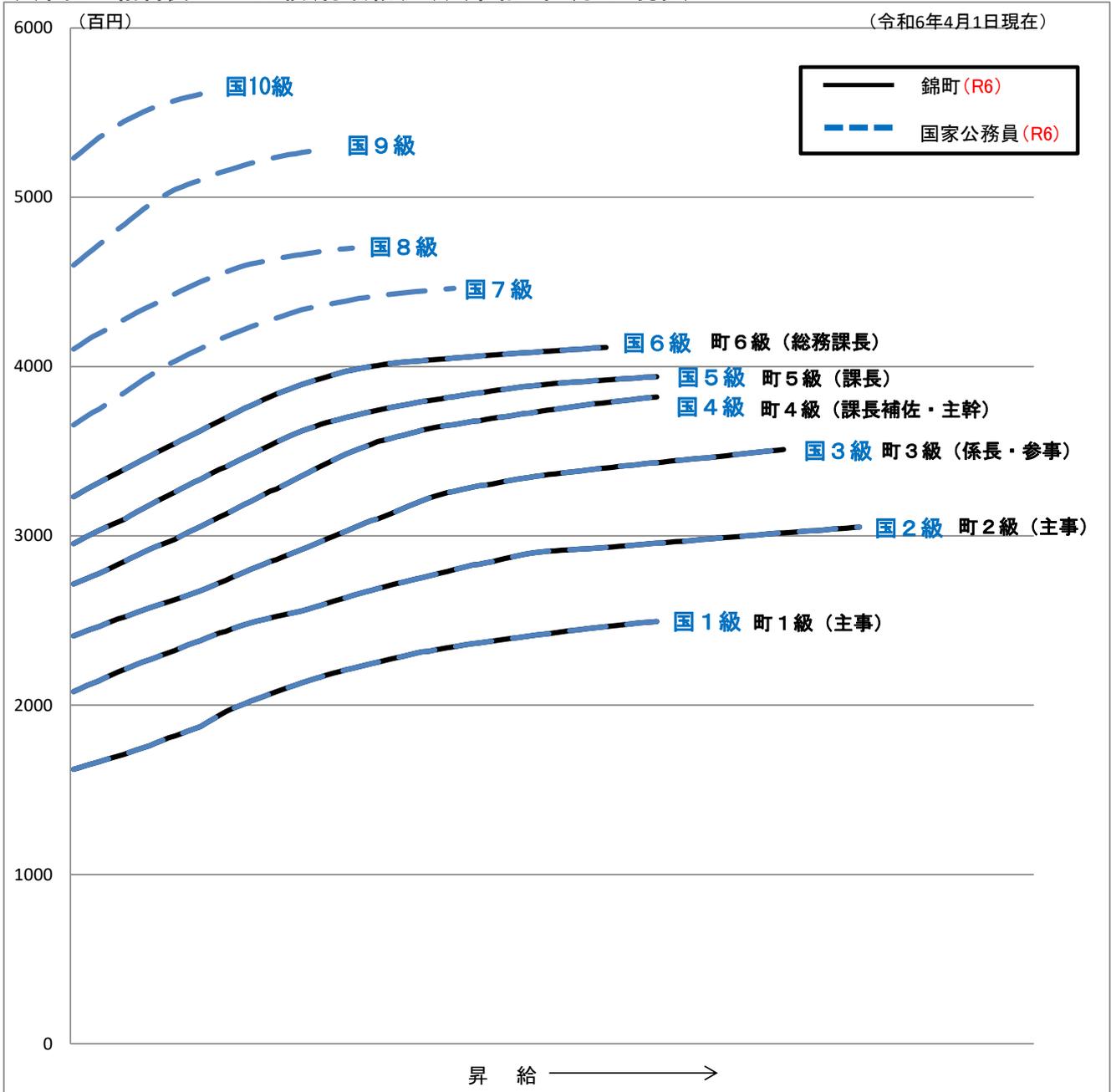
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	総務課長	1 人	1.2% %	323,100 円	411,300 円
5 級	課長、審議員	10 人	12.5% %	295,400 円	394,000 円
4 級	審議員、課長補佐、主幹	14 人	17.5% %	271,600 円	382,000 円
3 級	係長、参事	33 人	41.3% %	240,900 円	351,000 円
2 級	主事	7 人	8.8% %	208,000 円	305,200 円
1 級	主事	15 人	18.7% %	162,100 円	249,400 円

- (注) 1 錦町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(錦町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△	○	△	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

錦町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,391 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,778 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(錦町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

錦町			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続年数20年 19.6695 月分	24.586875 月分		勤続年数20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続年数25年 28.0395 月分	33.27075 月分		勤続年数25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続年数35年 39.7575 月分	47.709 月分		勤続年数35年 39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度 47.709 月分	47.709 月分		最高限度 47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 (加算措置なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)		
1人当たり平均支給額 1,020 千円	20,088 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)(該当なし)

(単位:千円)

支給実績(令和5年度決算)				0
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)				0
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)	
	%	人	%	

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)(該当なし)

(単位:千円)

支給実績(令和5年度決算)	0			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	0%			
手当の種類(手当数)	0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象事務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

(単位:千円)

支給実績(令和5年度決算)	20,021
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	244
支給実績(令和4年度決算)	25,821
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	311

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員は除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

(単位:千円)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給扶養親族のうち満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子10,000円。配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初3月31日までの間にある弟妹、重度心身障がい者に6,500円。扶養親族たる子のうち特定期間にある子の数に5,000円を乗じた額を加算する。	同じ	なし	12,527	241
住居手当	月額1万2000円を超える家賃を支払っている職員に対し、2万3000円以下の場合、家賃の額から1万2000円を控除した額、2万3000円を超える場合、家賃の額から2万3000円を控除した額の2分の1(その額が16,000円を超える場合は16,000円)を1万1000円に加算した額。	同じ	なし	4,765	251
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に対し、5キロメートル未満2000円、5キロメートル以上10キロメートル未満4200円、10キロメートル以上15キロメートル未満7100円、15キロメートル以上20キロメートル未満10,000円、以降距離に応じてそれぞれ定めた額で、最高31,600円。	同じ	なし	2,019	34
管理職手当	総務課長及び相当職 35,000円 課長及び相当職 27,000円 審議員 20,000円	同じ	なし	3,984	332

単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い同居していた配偶者と別居することになった職員に30,000円を支給。配偶者住居と転居後住居の距離が100kmを超える者は距離に応じ7万円を限度に加算する。	同じ	なし	0	0
宿日直手当	閉庁日に職員を守衛室に配置する。1日4,400円。災害警報時等に職員が待機する。	異なる	災害待機 3h未満 2,600円 3~5h 3,200円 5~7h 3,800円 7h以上 4,400円	1,389	16
休日勤務手当	正規の勤務時間として休日等に勤務することを命じられた職員に対し、1時間当たり給与額の100分の125から100分の150までの範囲で乗じた額を支給する。	同じ	なし	0	0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じた額を支給する。	同じ	なし	0	0
管理職員特別勤務手当	管理監督職員が、休日等に勤務する場合は最高12,000円。災害への対処等で休日等以外の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合は最大6,000円を支給する。	同じ	なし	124	41

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
		錦 町	(参考)類似団体における最高/最低額
給 料	町 長	760,000 円 (- 円)	846,000 円 / 556,500 円
	副町長	585,000 円 (- 円)	676,000 円 / 514,400 円
報 酬	議 長	302,600 円 (- 円)	412,000 円 / 247,000 円
	副議長	250,100 円 (- 円)	330,000 円 / 193,000 円
	議 員	227,300 円 (- 円)	310,000 円 / 175,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合)	
	副町長	2.45 月分	
	議 長	(令和5年度支給割合)	
	副議長	2.45 月分	
	議 員		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 760,000 × 在職年数 × 5.0(任期毎)	(1期の手当額) 1,520 万円 (支給時期) 任期満了後
	副町長	585,000 × 在職年数 × 2.9(任期毎)	679 万円 任期満了後

(注) 1 給料及び報酬の ()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

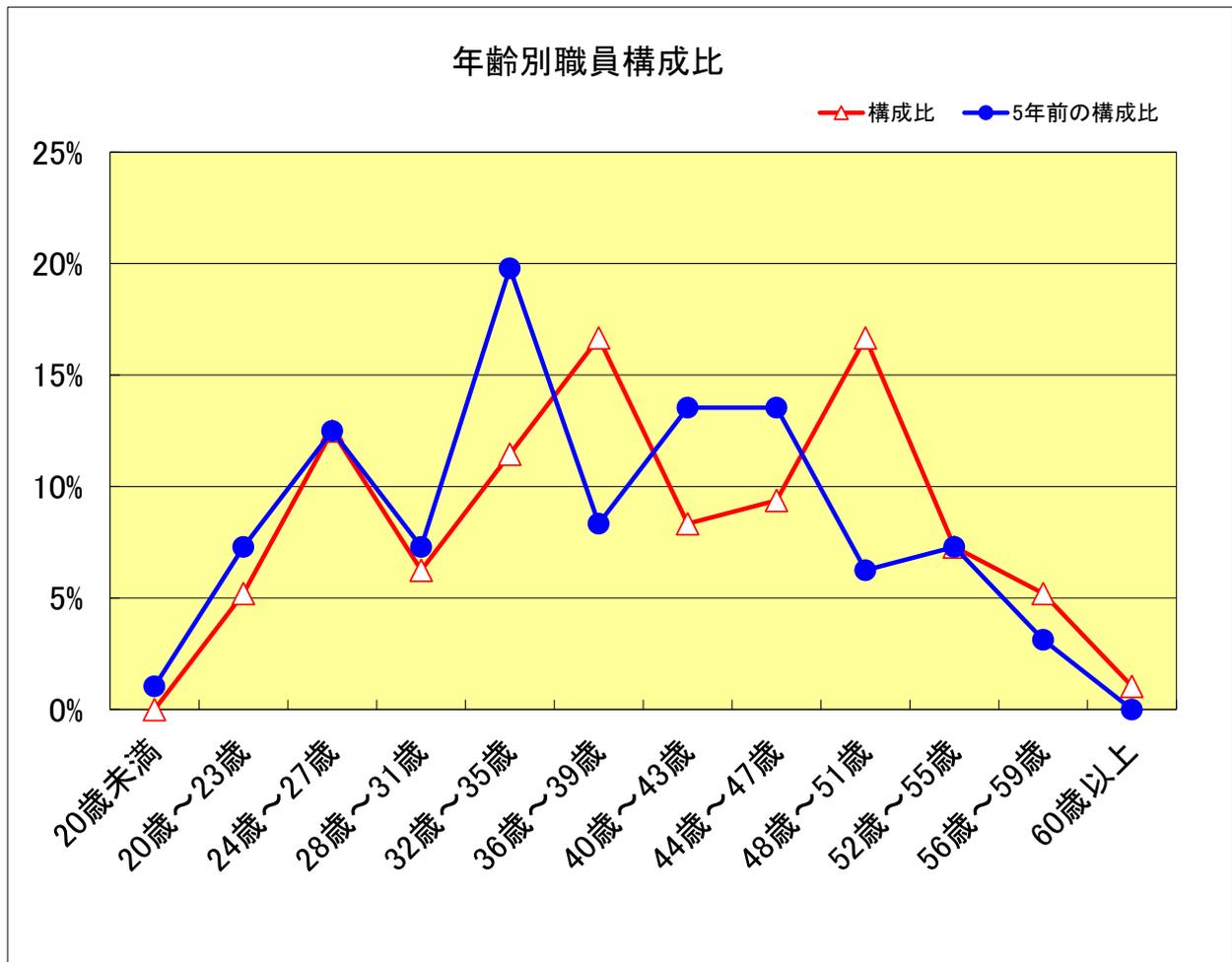
(各年4月1日現在)

部門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	78	81	△ 3	
	計	78	81	△ 3	<参考> 人口1万人当り職員数 76.30 人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 91.15 人)
	教 育 部 門	9	8	1	
	消 防 部 門	0	0	0	
	小 計	87	89	△ 2	<参考> 人口1万人当り職員数 85.10 人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 109.90 人)
公 営 事 業 等	会 計 部 門	9	7	2	
	小 計	9	7	2	
合 計		96 【100】	96 【100】	0 【0】	<参考> 人口1万人当り職員数 93.91 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 【 】内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計(人)
職員数	0	5	12	6	11	16	8	9	16	7	5	1	96

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	H31	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年間の増減数(率)
一般行政		76	75	78	80	81	78	2 (2.6 %)
教育		8	8	8	8	8	9	1 (12.5 %)
消防		0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計計		84	83	86	88	89	87	3 (3.6 %)
公営企業等会計		12	11	9	7	7	9	△ 3 (△ 25.0 %)
計		96	94	95	95	96	96	0 (0.0 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

(単位:千円)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与比率
5年度	千円 190,825	千円 9,005	千円 8,598	% 4.5	% 4.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 2人	千円 3,684	千円 619	千円 1,066	千円 5,369	千円 2,685	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
錦町	32.5歳	243,300円	329,653円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

錦町		団体平均	
1人当たり平均支給額(5年度) 1,385千円		1人当たり平均支給額(5年度) 1,506千円	
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分		(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

錦町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続年数20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続年数20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続年数25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続年数25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続年数35年	39.7575月分	47.709月分	勤続年数35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	(加算措置なし)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	
1人当たり平均支給額	---千円	---千円	1人当たり平均支給額(市町村)	11,058千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)(該当なし)

(単位:千円)

支給実績(令和5年度決算)		0
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
		一般行政職の制度(支給割合)

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)(該当なし)

(単位:千円)

支給実績(令和5年度決算)		0		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)				
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)				
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象事務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

(単位:千円)

支給実績(令和5年度決算)	245
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	245
支給実績(令和4年度決算)	276
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	276

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

(単位:千円)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度との異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 扶養親族のうち満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子10,000円。配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初3月31日までの間にある弟妹、重度心身障がい者に6,500円。扶養親族たる子のうち特定期間にある子の数に5,000円を乗じた額を加算する。	同じ	なし	360	360
住居手当	月額1万2000円を超える家賃を支払っている職員に対し、2万3000円以下の場合、家賃の額から1万2000円を控除した額、2万3000円を超える場合、家賃の額から2万3000円を控除した額の2分の1(その額が16,000円を超える場合は16,000円)を1万1000円に加算した額。	同じ	なし	0	0
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に対し、5キロメートル未満2000円、5キロメートル以上10キロメートル未満4200円、10キロメートル以上15キロメートル未満7100円、15キロメートル以上20キロメートル未満10,000円、以降距離に応じてそれぞれ定めた額で、最高31,600円。	同じ	なし	24	24
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い同居していた配偶者と別居することになった職員に30,000円を支給。配偶者住居と転居後住居の距離が100kmを超える者は距離に応じ7万円を限度に加算する。	同じ	なし	0	0

宿日直手当	閉庁日に職員を守衛室に配置する。 1日4,200円。 災害警報時等に職員が待機する。	同じ	なし	16	16
休日勤務手当	正規の勤務時間として休日等に勤務することを命じられた職員に対し、1時間当たり給与額の100分の125から100分の150までの範囲で乗じた額を支給する。	同じ	なし	0	0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じた額を支給する。	同じ	なし	0	0
管理職員特別勤務手当	管理監督職員が、休日等に勤務する場合は最高12,000円。災害への対処等で休日等以外の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合は最大6,000円を支給する。	同じ	なし	0	0